

委託業務特記仕様書（令和4年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

（徳島県HP）：委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

（ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

第6条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(Web会議【発注者指定型】)

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

(徳島県HP) : Web会議実施要領

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(本業務の特記仕様事項)

第8条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

1 業務概要と目的

本業務は、水害リスク情報のない中小河川を対象に、「小規模河川の氾濫推定図作成の手引き」、「洪水浸水想定区域図作成マニュアル」及び「中小河川洪水浸水想定区域図作成の手引き」（以下、手引き等）に基づき、県内の県管理河川について、想定最大規模の降雨を対象に氾濫解析を実施し、浸水想定図等の作成を行うとともに、各種関連データを作成・整理するものである。当該浸水想定図等は、今後、水害リスクの啓発など、防災業務への活用を目的としている。

2 業務内容

浸水想定図等作成業務

「手引き等」に基づき、業務対象となる地域内の県管理河川の浸水想定図等の作成を行う。

(1) 計画準備

本業務に関する技術的資料を把握したうえで、業務実施にあたっての技術的指針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成する。

(2) 現地調査

氾濫解析の実施に伴い必要となる事柄について、地形状況や地形的特異点など、現地の状況を把握するため、現地調査を行い、とりまとめる。

(3) 資料収集整理・調査

I 検討に必要な対象河川の河道計画に関わる資料、現況河道の測量データ、背景地図などを収集・整理する。なお、業務に必要な航空レーザ測量データを発注者より提供する。

また、人口・世帯数等のメッシュ統計資料や災害拠点施設など、浸水による被害状況や影響範囲等を把握するために必要となる資料を収集し、整理する。なお、発注者より提供予定の要配慮者利用施設等の各

種重要施設についても、最新情報の反映状況等を確認し、整理する。

II 河川及び流域の状況把握など、業務実施に伴い必要となる事柄については、航空レーザ測量データ等、既存資料により行うことを基本とするが、資料による状況把握等が困難な場合は、必要に応じて現地調査を行う。

(4) 調査対象洪水の設定・選定

対象洪水の設定・選定にあたっては、「手引き等」に基づき、以下に留意して、業務対象地域における対象洪水を設定する。

I 対象とする降雨は「想定しうる最大規模の降雨に係る国土交通大臣が定める基準を定める告示（平成27年国土交通省告示第869号）」に基づく想定最大規模の降雨量及び降雨波形を採用する。

II 対象とする流域については、各河川ごとの流域を基本とするが、既存浸水想定区域図の検討結果や浸水特性等を鑑み、複数の河川流域を一部または全部を合わせた流域とすることが、合理的と判断できる場合は、発注者と協議のうえ、複数の流域を結合することができる。

III 対象洪水の設定にあたり、隣接する地域に整合を図る必要がある場合は、整合を図る。

IV 流出計算については、河川計画検討等に用いている流出計算法により適切に算出することとするが、計画等がない河川については、近隣の類似河川の検討結果を参考にする。また、近隣に類似河川がない場合は、「手引き等」を参考に、適切に算出する。

(5) 氾濫範囲の設定及び氾濫形態の分類

I 対象となる河川の地形状況や盛土構造物等を確認し、氾濫が想定される最大範囲を包括できるように氾濫区域を設定する。

II 氾濫区域内の地形条件など勘案し、「流下型氾濫」、「貯留型氾濫」、「拡散型氾濫」の3タイプに適切に分類する。

(6) 氾濫水理モデルの作成・検証

I 対象河川の氾濫状況に対する適用性、氾濫解析から得られる情報の種類、洪水流・氾濫流の現象・特性の再現性及び解析に要する労力・時間等の観点から、適切な氾濫解析手法を選定して、氾濫水理モデルを作成する。

II 河道・氾濫原の水位計算方法については、河川の状況、地形条件等を考慮し、対象とする河川の氾濫形態に応じて、氾濫状況を勘案し計算する。

III 氾濫想定地点の設定については、浸水域の最大浸水深を捉える必要があることから、氾濫ブロック毎に、区間上流端、氾濫流が最大となる箇所や脆弱箇所などを勘案し、氾濫ボリュームが大きくなる箇所を設定する。

IV 土地利用細分メッシュデータ（国土交通省国土政策局）等用い、設定した浸水範囲におけるメッシュデータを整理する。

V 「手引き等」に基づき、対象範囲の状況を適切に表現し得る条件設定を行うこと。

(I) 堤防の破堤条件

(II) 河道出発水位の設定

(III) 計算領域、メッシュスケールの設定（25mメッシュを目安に実施）

(IV) 地盤高の設定（5mDEM等を基本、メッシュ内の土地標高を代表しない点を除く）

(V) 粗度係数、空隙率、透過率等の設定

(VI) 溢水・越水の条件

(VII) 連続盛土等の設定

(VIII) 計算時間間隔及び計算時間の設定

VI 氾濫原及び河道形状のモデルは、国土地理院5mDEM等の航空レーザ測量データや、河川の測量データ等から作成するが、氾濫計算手法に対し、作成されたデータの精度が劣る場合は、簡易測量の実施によってデータ修正を行う。

(7) 氾濫解析の実施

- I 検討ケースは、(5)で氾濫想定箇所(破堤想定箇所)を設定した場合、氾濫想定箇所の数だけ行うものとする。
- II 氾濫想定箇所(破堤想定箇所)の設定に関わらず、破堤なしのケースも実施する。

(8) 浸水継続時間の算出

浸水継続時間の明示が必要な河川を選定し、(7)で解析を実施する際に浸水継続時間を併せて算出する。

(9) 浸水想定図等の作成

- I 上記の浸水解析結果等をもとに、「手引き等」に基づき、最大の浸水区域及び浸水深および浸水継続時間を設定し、浸水想定図等の原案を作成する。
- II 対象となる河川に、既に洪水浸水想定区域図、ダム下流浸水想定図が策定・公表されている区間がある場合は、その連続性も考慮し作成する。
- III 浸水想定図等は、「手引き等」を参考に、浸水域及び浸水深等のほか、浸水想定的前提となる降雨等の条件を明示するものとする。
- IV 浸水解析及び浸水想定図等の作成等に使用・作成したデータ及び洪水ハザードマップ作成に必要なデータ等を、「浸水想定区域図データ電子化ガイドライン(第3版)」等に準拠して作成する。

(10) 浸水範囲内の被害状況等の把握

想定された浸水範囲における人口等の統計情報や災害拠点施設、要配慮者利用施設等の各種重要施設の浸水状況、影響規模を調査し、とりまとめる。また、市町村説明資料等、関係機関説明資料の作成を行う。

(11) 報告書等の作成

業務の目的を踏まえ、各段階で作成された成果を基に、業務の方法、過程、結論について記した報告書等を作成する。

(12) 打合せ等(他の浸水想定図作成業務との連携及び打合せ協議)

- I 当該業務については、他地域の業務と統一した方針で行う。また、他地域の業務と統一した方針が必要となった場合は、発注者と協議し、発注者より統一した方針を示す。
- II 打合せ協議は原則として、次の時点で実施する。ただし、その他にも電話連絡等により発注者の意図が十分反映できるように配慮する。

業務着手時	1回
業務中間時	1回
成果納入時	1回